

事業者各位

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請 事前申請の審査方法を変更します

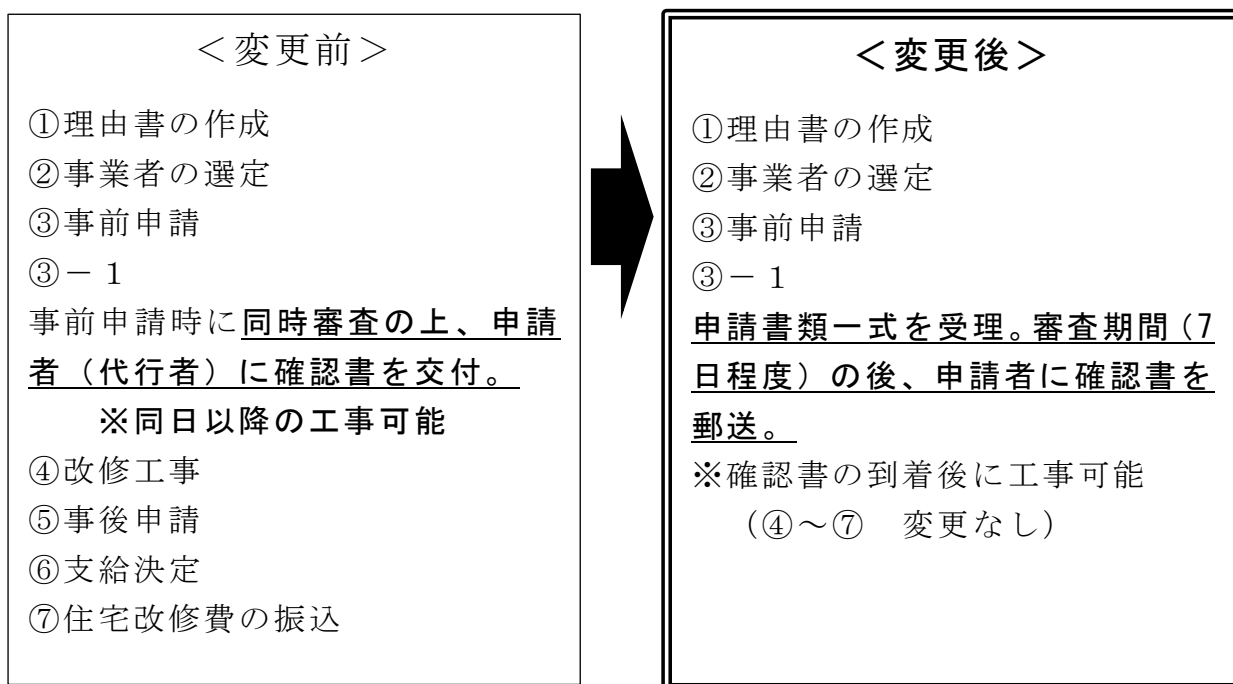
清須市の住宅改修費の支給手続きは、事前申請時に同時審査したのち、申請者（代行者）に「住宅改修確認書（受付済）の写し」（以下「確認書」という。）を窓口交付することで住宅改修の着工を可能としておりました。

しかしながら、事前申請時の同時審査では審査時間が短く、結果として住宅改修基準との整合性や改修費等において正確な判断を誤ってしまう恐れがあります。

つきましては、令和7年6月2日（月）以降は、確認書を申請者に郵送する審査方法に変更します。

なお、期日以降は、審査（郵送を含む）に7日程度の期間を要することとなりますので、着工時期等の調整にご注意ください。

住宅改修費支給申請の流れ



《問い合わせ先》

清須市健康福祉部高齢福祉課介護保険係

電 話 052-400-2911（代表）

FAX 052-400-2963